令和４年１月27日

保護者の皆様

わかばこども園

家庭保育協力依頼の延長について（お願い）

この度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭保育にご協力いただきありがとうございます。

さて、保護者の皆様も報道等でご存じの通り、まん延防止等重点措置が２月２０日まで延長されることになりました。それに伴い、福山市ネウボラ推進部より家庭保育協力の延長要請がありました。

保護者の皆様におかれましては、お仕事等のご都合もおありだとは思いますが、可能な方は引き続き２月１９日（土）まで家庭保育のご協力をお願いいたします。

趣旨をご理解のうえ、別紙アンケートを１月３１日（月）までに各クラスへご提出ください。大切な子ども達の命を守るためにも、ご理解とご協力を頂きますようお願いいします。

◆ご協力をお願いする期間

令和４年２月１日～２月１９日　＊状況により期間が変わる場合があります。

◆ご協力いただく内容

「1号認定こども」

引き続き家庭保育をお願いします。＊新２号認定をお持ちの方はご相談ください。

「2号・3号認定こども」

現在育児休業中の方や保護者が在宅の場合、祖父母等の協力が得られる時は、引き続き家庭保育をお願いします。特に土曜日は家庭保育にご協力ください。

◆３歳児以上

「給食費について」

１月３１日（月）までに事前に家庭保育協力の連絡をいただいた方は、**給食費を減免します。**

＊食材発注の兼ね合いがありますので、**減免対象者は1月31日（月）までに連絡を頂いた方**です。

１日以降に連絡をいただいても給食費減免にはなりません。アンケートを提出された後でも、家庭保育協力への変更連絡を１月３１日までにいただければ、給食費減免となります。

＊現在家庭保育にご協力いただいている方は「欠席連絡システム」より、引き続きご協力いただける日をお知らせください。１月３１日までに連絡をいただいた方は給食費減免になります。

＊病気でお休みされた場合は給食費減免にはなりません。

＊給食費の減免処理は１月分は２月２８日引落し分で、２月分は３月２８日引落し分でさせていただきます。

「教育・保育について」

・英会話・茶道は家庭保育協力期間中はお休みします。ただし、感染状況によって変更になる場合があります。

◆３歳児未満

「保育料について」

２月１日～２月１９日まで引き続き家庭保育のご協力をいただいた方は、保育料が減免になります。保育料減免は福山市の事務処理が出来次第とさせていただきます。

◆２歳児～５歳児発表会について

家庭保育協力解除後、子ども達に無理のない範囲で発表会の練習をし、歌などの可能な範囲での発表内容を動画撮影する予定です。通常の発表内容とは異なりますが、子ども達が楽しんでいる様子を少しでも見ていただければと思います。但し、感染状況によっては変更になります。

◆５歳児卒園式は３月２４日（木）にクラスごとで行う予定です。